2012年度適用基準改定に伴う審査項目の新旧対照表 〈旧基準(2004-2011年度)との対照〉

番号	旧基準(2004-2011)	対応関係 (To)	対応関係 (From)	番号	新基準(2012-)
	この認定基準は、高等教育機関において技術者の基礎教育を行っているプログラムを認定するために定めるものである。認定を希望するプログラムは、下記の基準1-6(補助を含む)をすべて満たしていることを根拠となる資料等で説明しなければならない。なお、ここでいう技術者とは、研究開発を含む広い意味での技術の専門職に携わる者である。	→	→		この共通基準は、高等教育機関において技術者を育成するための教育を行っているプログラムを認定するために定めるものである。認定を希望するプログラムは、以下に示す基準1~4をすべて満たしていることを、根拠となる資料等で説明しなければならない。なお、ここでいう技術者は、研究開発を含む広い意味での技術の専門職に携わる者である。
1	基準 1 学習・教育目標の設定と公開			1	基準1 学習・教育到達目標の設定と公開
			1(2)→	1(1)	プログラムが育成しようとする自立した技術者像が定められていること。この技術者像は、プログラムの伝統、資源及び修了生の活躍分野等が考慮されたものであり、社会の要求や学生の要望にも配慮されたものであること。さらに、その技術者像が広く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。
1(1)	(1)自立した技術者の育成を目的として、下記の(a) - (h) の各内容を具体化したプログラム独自の学習・教育目標が設定され、広く学内外に公開されていること。 また、それが当該プログラムに関わる教員および学生に周知されていること。 ※「認定基準の解説(2004-2011)」の基準1の説明において「その目標に対する学生の達成度を水準も含めて判定できる具体性を持った内容であることが必要である。」としている。	→1(2)	1(1)→	1(2)	プログラムが育成しようとする自立した技術者像に照らして、プログラム修了時点の修了生が確実に身につけておくべき知識・能力として学習・教育到達目標が設定されていること。この学習・教育到達目標は、下記の(a)~(i)の各内容を具体化したものであり、かつ、その水準も含めて設定されていること。さらに、この学習・教育到達目標が太良く学内外に公開され、また、当該プログラムに関わる教員及び学生に周知されていること。なお、学習・教育到達目標を設定する際には、(a)~(i)に関して個別基準に定める事項が考慮されていること。
1(1)(a)	(a) 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその 素養	→1(2)(a)	1(1)(a)→	1(2)(a)	(a)地球的視点から多面的に物事を考える能力とその 素養
1(1)(b)	(b)技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、および技 術者が社会に対して負っている責任に関する理解(技 術者倫理)	→1 (2) (b)	1(1)(b)→	1(2)(b)	(b)技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に対して負っている責任に関する理解
1(1)(c)	(c) 数学、自然科学および情報技術に関する知識とそれらを応用できる能力	→1(2)(c)	1(1)(c)→	1(2)(c)	(c)数学及び自然科学に関する知識とそれらを応用する能力
1(1)(d)	(d)該当する分野の専門技術に関する知識とそれらを 問題解決に応用できる能力	→1 (2) (d)	1(1)(d)→	1(2)(d)	(d)当該分野において必要とされる専門的知識とそれらを応用する能力
1(1)(e)	(e) 種々の科学、技術および情報を利用して社会の要求を解決するためのデザイン能力 ※「認定基準の解説(2004-2011)」の基準1(1)(e)で学習・教育目標にチームワーク力を含むことが求められている。	→1(2)(e) →1(2)(i)	1(1)(e)→	1(2)(e)	(e)種々の科学、技術及び情報を活用して社会の要求 を解決するためのデザイン能力
1(1)(f)	(f)日本語による論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力および国際的に通用するコミュニケーション基礎能力	→1(2)(f)	1(1)(f)→	1(2)(f)	(f)論理的な記述力、口頭発表力、討議等のコミュニケーション能力
1(1)(g)	(g) 自主的、継続的に学習できる能力	→1(2)(g)	1(1)(g)→	1(2)(g)	(g) 自主的、継続的に学習する能力
1(1)(h)	(h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力 ※「認定基準の解説(2004-2011)」の基準1(1)(h)で学習・教育目標 にチームワーク力を含むことが望まれている。	→1 (2) (h) →1 (2) (i)	1 (1) (h) →	1(2)(h)	(h) 与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力
			$1(1)(e) \rightarrow 1(1)(h) \rightarrow$	1(2)(i)	(i)チームで仕事をするための能力
1(2)	(2)学習・教育目標は、プログラムの伝統、資源および卒業生の活躍分野等を考慮し、また、社会の要求や学生の要望にも配慮したものであること。	→1(1)			
2	基準2 学習・教育の量			2	基準2 教育手段
				2. 1	2.1 教育課程の設計
2(1)	(1)プログラムは4年間に相当する学習・教育で構成され、 124単位以上を取得し、学士の学位を得た者を修了生とし ていること。	→2.1(1)	$2(1) \rightarrow 2(2) \rightarrow 3. \ 2(1) \rightarrow$	2. 1(1)	学生がプログラムの学習・教育到達目標を達成できるように、教育課程(カリキュラム)が設計され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、カリキュラムでは、各科目とプログラムの学習・教育到達目標との対応関係が明確に示されていること。なお、標準修了年限及び教育内容については、個別基準に定める事項を満たすこと。
2(2)	(2)プログラムは学習保証時間(教員等の指導のもとに行った学習時間)の総計が1,800時間以上を有していること。さらに、その中には、人文科学、社会科学等(語学教育を含む)の学習250時間以上、数学、自然科学、情報技術の学習250時間以上、および専門分野の学習900時間以上を含んでいること。				

番号	旧基準(2004-2011)	対応関係 (To)	対応関係 (From)	番号	新基準 (2012-)
			3. 2(2)→	2. 1(2)	カリキュラムの設計に基づいて、科目の授業計画書(シラバス)が作成され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラム中での位置付けが明らかにされ、その科目の教育内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準が示されていること。また、シラバスあるいはその関連文書によって、授業時間が示されていること。
				2. 2	2.2 学習・教育の実施
			3. 2 (2) →	2.2(1)	シラバスに基づいて教育が行われていること。
				2.2(2)	学生の主体的な学習を促し、十分な自己学習時間を確保するための取り組みが行われていること。
			3. 2 (4) →	2.2(3)	学生自身にもプログラムの学習・教育到達目標に対する自 分自身の達成状況を継続的に点検させ、それを学習に反映 させていること。
				2. 3	2.3 教育組織
			3. 3(1)→	2.3(1)	カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果 をあげる能力をもった十分な数の教員と教育支援体制が存 在していること。
			3. 3 (4) →	2.3(2)	カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに基づく活動が行われていること。
			3. 3 (2) →	2.3(3)	教員の質的向上を図る取り組み (ファカルティ・ディベロップメント) を推進する仕組みがあり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに従った活動が行われていること。
			3. 3 (3) →	2.3(4)	教員の教育活動を評価する仕組みがあり、当該プログラム に関わる教員に開示されていること。また、それに従って 教育改善に資する活動が行われていること。
3 3. 1	基準3 教育手段 3. 1 入学および学生受け入れ方法			2. 4	2.4 入学、学生受け入れ及び異動の方法
3. 1(1)	(1)プログラムの学習・教育目標を達成するために必要な 資質を持った学生を入学させるための具体的な方法が定め られ、学内外に開示されていること。また、それに従って 選抜が行われていること。 ※「認定基準の解説(2004-2011)」では移籍に関する判定を基準3.1(1)で 行うこととしている。	→2.4(1) ※移籍について指摘事項で書かれていれば →2.4(4)	3. 1(1)→	2.4(1)	プログラムの学習・教育到達目標を達成できるように設計されたカリキュラムの履修に必要な資質を持った学生を入学させるための具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それに従って選抜が行われていること。
3. 1 (2)	(2)学生のプログラムへの登録を共通教育等の後に決める場合には、入学時からの学習・教育が審査の対象となることを考慮して、プログラム履修者を決める具体的方法が定められ、当該プログラムに関わる教員および学生に開示されていること。また、それに従って履修者の決定が行われていること。	→2. 4(2)	3. 1(2)→	2.4(2)	プログラム履修生を共通教育等の後に決める場合には、そ の具体的方法が定められ、当該プログラムに関わる教員及 び学生に開示されていること。また、それに従って履修生 の決定が行われていること。
3.1(3)	(3)学生をプログラム履修者として編入させる場合には、その具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それに従って編入が行われていること。	→2. 4(3)	3.1(3)→	2.4(3)	学生をプログラム履修生として学外から編入させる場合には、その具体的な方法が定められ、学内外に開示されていること。また、それに従って履修生の編入が行われていること。
			3.1(1)で移 籍について 指摘事項で 書かれてい れば→	2. 4(4)	学内の他のプログラムとの間の履修生の異動を認める場合 には、その具体的方法が定められ、関係する教員及び学生 に開示されていること。また、それに従って履修生の異動 が行われていること。
3. 2	3. 2 教育方法				
3. 2(1)	(1)学生にプログラムの学習・教育目標を達成させるよう にカリキュラムが設計され、当該プログラムに関わる教員 および学生に開示されていること。カリキュラムでは、各 科目とプログラムの学習・教育目標との対応関係が明確に 示されていること。	→2.1(1)			
3. 2(2)	(2)カリキュラムの設計に基づいて科目の授業計画書 (シラバス) が作成され、当該プログラムに関わる教員および学生に開示されていること。また、それに従って教育が実施されていること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラム中での位置付けが明らかにされ、その教育の内容・方法、達成目標および成績の評価方法・評価基準が示されていること。	→2.1(2), 2.2(1)			
3. 2(3)	(3) 授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できるシステムが在り、その仕組みが当該プログラムに関わる教員および学生に開示されていること。また、それに関する活動が実施されていること。	→2. 5 (2)			

番号	旧基準(2004-2011)	対応関係 (To)	対応関係 (From)	番号	新基準 (2012-)
3.2(4)	(4)学生自身にも、プログラムの学習・教育目標に対する 自分自身の達成度を継続的に点検させ、その学習に反映さ せていること。	→2.2(3)			
3. 3	3. 3 教育組織				
3.3(1)	(1)プログラムの学習・教育目標を達成するために設計されたカリキュラムを、適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と教育支援体制が存在していること。	→2.3(1)			
3.3(2)	(2) 教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに関する活動が実施されていること。	→2.3(3)			
3.3(3)	(3)教員の教育に関する貢献の評価方法が定められ、当該 プログラムに関わる教員に開示されていること。また、そ れに従って評価が実施されていること。	→2. 3 (4)			
3. 3 (4)	(4) カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに関する活動が実施されていること。	→2.3(2)			
4	基準4 教育環境				
4. 1	4. 1 施設、設備			2. 5	2.5 教育環境・学生支援
4. 1 (1)	(1)プログラムの学習・教育目標を達成するに必要な教 室、実験室、演習室、図書室、情報関連設備、自習・休憩 設備および食堂等が整備されていること。	→2.5(1)	$ 4. 1(1) \to 4. 2(1) \to $	2.5(1)	プログラムの学習・教育到達目標を達成するために必要な 教室、実験室、演習室、図書室、情報関連設備、自習・休 憩施設及び食堂等の施設、設備が整備されており、それら を維持・運用・更新するために必要な財源確保への取り組 みが行われていること。
4. 2	4. 2 財源				
4. 2(1)	(1)プログラムの学習・教育目標を達成するに必要な施設、設備を整備し、維持・運用するのに必要な財源確保への取り組みが行われていること。	→2.5(1)			
4. 3	4.3 学生への支援体制				
4.3(1)	(1)教育環境に関して、学生の勉学意欲を増進し、学生の 要望にも配慮するシステムが在り、その仕組みが当該プログラムに関わる教員、職員および学生に開示されていること。また、それに関する活動が実施されていること。	→2.5(2)	$3.2(3) \rightarrow 4.3(1) \rightarrow$	2.5(2)	教育環境及び学習支援に関して、授業等での学生の理解を助け、学生の勉学意欲を増進し、学生の要望にも配慮する 仕組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員、職員 及び学生に開示されていること。また、それに従った活動 が行われていること。
5	基準5 学習・教育目標の達成			3	基準3 学習・教育到達目標の達成
5(1)	(1)シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、 科目ごとの目標に対する達成度が評価されていること。	→3(1)	5(1)→	3(1)	シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、科目 ごとの到達目標に対する達成度が評価されていること。
5(2)	(2)学生が他の高等教育機関等で取得した単位に関して、その評価方法が定められ、それに従って単位互換が実施されていること。編入生等が編入前に取得した単位に関しても、その評価方法が定められ、それに従って単位互換が実施されていること。	→3 (2)	5(2)→	3(2)	学生が他の高等教育機関等で取得した単位に関して、その評価方法が定められ、それに従って単位認定が行われていること。編入生等が編入前に取得した単位に関しても、その評価方法が定められ、それに従って単位認定が行われていること。
5(3)	(3)プログラムの各学習・教育目標に対する達成度を総合 的に評価する方法と評価基準が定められ、それに従って評 価が行われていること。	→3(3)	5 (3) →	3(3)	プログラムの各学習・教育到達目標に対する達成度を総合 的に評価する方法と評価基準が定められ、それに従って評 価が行われていること。
5 (4)	(4)修了生全員がプログラムのすべての学習・教育目標を 達成していること。	→3(4)	5 (4) →	3 (4)	修了生全員がプログラムのすべての学習・教育到達目標を 達成していること。
				3 (5)	修了生がプログラムの学習・教育到達目標を達成することにより、基準1(2)の(a)~(i)の内容を身につけていること。
6	基準6 教育改善			4	基準4 教育改善
6. 1	6. 1教育点検 (1) 学習・教育目標の達成度の評価結果等に基づき、基準			4. 1	4. 1 教育点検 学習・教育到達目標の達成状況に関する評価結果等に基づ
6. 1 (1)	(ロ)字音・教育自目標の達成度の評価結果等に基つさ、基準 1 - 5に則してプログラムを点検する教育点検システムが あり、その仕組みが当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに関する活動が実施されている こと。	→4.1(1)	6. 1(1)→	4.1(1)	字首・教育到達日標の達成状況に関する評価結果等に基つ き、基準1~3に則してプログラムの教育活動を点検する仕 組みがあり、それが当該プログラムに関わる教員に開示さ れていること。また、それに関する活動が行われているこ と。
6. 1 (2)	(2)教育点検システムは、社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含み、また、システム自体の機能も点検できるように構成されていること。	→4.1(2)	6. 1 (2) →	4. 1 (2)	その仕組みは、社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含み、また、仕組み自体の機能も点検できるように構成されていること。
6. 1 (3) 6. 2	(3) 教育点検システムを構成する会議や委員会等の記録を 当該プログラムに関わる教員が閲覧できること。 6. 2 継続的改善	→4.1(3)	6. 1 (3) →	4. 1 (3) 4. 2	その仕組みを構成する会議や委員会等の記録を当該プログラムに関わる教員が閲覧できること。 4. 2 継続的改善
	(1)教育点検の結果に基づき、基準1-6に則してプログ				教育点検の結果に基づき、プログラムの教育活動を継続的
6.2(1)	ラムを継続的に改善するシステムがあり、それに関する活動が実施されていること。	→4. 2	6. 2 (1) →	4. 2	に改善する仕組みがあり、それに関する活動が行われていること。

番号	旧基準(2004-2011)	対応関係 (To)
補則	補則 分野別要件	
	分野別要件は、当該分野のプログラムに認定基準を適用する際の補足事項を定めたものである。ただし、分野別要件が補足するのは、主として、学習・教育目標に関するもの(基準1(1)(d)等)と教員(団)に関するもの(基準3.3(1)等)である。	\rightarrow

対応関係 (From)	番号	新基準 (2012-)
	分野別要件	分野別要件
\rightarrow		プログラムに認定基準を適用する際に、当該認定分野において必要とする補足事項は、個別基準において別途定める。